

農林水産大臣 野村 哲郎 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和5年7月4日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年が経過しましたが、本村の復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

現在、村内居住者1,522人のうち、20代から50代の働き世代は413人、12歳以下の子どもは51人とどまっております、帰還者の高齢化率は58.9%を超え、帰還率としては、25.7%に留まっております、若者世代をはじめとした帰還及び移住定住者を増やす取組みが急務です。

このため、本村では、村に帰還したい、村に住んでみたいと思える魅力に満ちた村を築きあげるために、特になりわいと生きがいの再生と発展を目指し、農地や里山に新たな価値を創出することができる村の基幹産業である農畜産業の復興、振興策として復興関連事業と農林水産省所管の事業を活用した戦略的な取組みを進めているところです。

そうした中で、先駆的に営農を再開した農家や新規就農者は、村内108件（震災前約1,200件）、村外約25件となりましたが、そのいずれもが村にとって貴重な担い手です。一方で、コロナ禍においても各自、鋭意生産活動を行ってきた農業担い手が、昨今の飼料・肥料等の物価高騰等の影響を受け、営農定着後、未だ不安定な経営状況の中にも関わらず大幅な経営の見直しが求められるなど、危機的な状況に陥っており、農業担い手の支援が急務となっている状況です。

さらに、令和5年5月に避難指示解除となった長泥地区は、国有林に囲まれ、帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、地区の再生と発展に向けた取組みのさらなる加速化が必要です。

加えて、村は令和4年3月の「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、森林資源活用や震災前からの循環型農業、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組みも新たな村づくりの一步として継続的に推進していく考えです。

以上を踏まえて、次のとおり要望いたします。

1 農畜産業の再生のための財源の確保と財政支援について

- (1) 第2期復興・創生期間見直し時期である令和8年度以降も財源を確保し財政支援を行うこと
- (2) 本村は、帰還促進、移住促進、農畜産業の再生と営農面積の拡大のため、農地中間管理事業による農地集積と自給飼料の確保等を通じた「飯舘牛」ブランドの再生に向けた耕畜連携による農業振興を強力に進めており、これらに取り組む先駆的な経営体の経営の健全化に特に重要である水田活用の直接支払交付金について、被災地の実態に即した適切な運用を行うこと
- (3) 村の基幹産業である農畜産業の力強い再生と発展のため、飯舘村各種農畜産物の魅力を向上させ安心して営農再開、経営拡大ができるよう「飯舘牛」や「あぶくまもち」などの「いいたて」ブランドの再生、創出を図る取組みに対し、財政措置を含めた必要な支援を行うこと

2 原油価格・物価高騰等への対応について

- (1) 原油価格・物価の高騰により、社会経済情勢は厳しい状況にある。村農林畜産業を守るため、強力に対策を講じていくこと
- (2) 飼料・資材等の価格高騰により、打撃を受けている経営体に対し、健全経営のため価格高騰分を補てんすること

3 解除区域を含む帰還困難区域全域の再生に向けた支援について

- (1) 令和5年5月に、帰還困難区域の一部を避難指示解除した長泥地区の再生はこれからが本番であり、環境再生事業を受け入れるなど、先進的に国に協力してきた長泥地区の再生には、令和8年度以降も財政支援を継続し、福島再生加速化交付金等による農業用施設や農業機械の整備を進め、安定した経営品目を具体化するための指導を実施すること

- (2) 環境再生事業終了後、地権者への農地返還後に農の再生に向けた取り組みが本格化する長泥地区においては、先に避難指示が解除された他の19行政区と同様の支援が必要であり、令和8年度以降も営農再開支援事業の適用と予算の確保を行うこと
- (3) 帰還困難区域の山林の避難指示解除に向けた要件を整理し、国有林、民有林の脱炭素に向けた長期的な視点に立っての適正な管理を指導すること

4 林業再生、脱炭素むらづくりに向けた支援について

- (1) 村では、木質バイオマス発電施設からの排熱を利用した未来志向型農業に向けた取り組みを進めることとしている。先ごろ、福島国際研究教育機構(F-REI)から、農林水産業分野の研究開発の地域連携を想定したヒアリングを受けているが、木質バイオマス発電施設を含めた複合的な実証フィールドとして本村蕨平地区を活用すること
- (2) 木質バイオマス事業による脱炭素・循環型社会貢献のために、村の山林の約7割を占める国有林・民有林それぞれの森林施業と作業後の産材の活用に向けた予算確保と支援を行うこと
- (3) 森林環境譲与税の譲与基準について、森林整備等を進め、山林地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すこと

5 人的支援について

- (1) 村の再生と発展のため、引き続き国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続すること
- (2) 村の農林畜産業の再生と発展のためには専門性の高い人材が必要であり、積極的な人的支援として専門職員を配置すること